綾瀬市インフルエンザ等対策行動計画改定（案）に対する意見募集（パブリックコメント手続）

１　意見を募集する趣旨

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、令和６年７月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定され、令和７年３月に神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことに伴い、綾瀬市インフルエンザ等対策行動計画の改定を行いましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

２　綾瀬市インフルエンザ等対策行動計画改定（案）の概要

⑴　見直しの背景及び位置づけ

令和元年１２月に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和２年１月に日本でも新型コロナの感染者が確認されました。同年同月には閣議決定による政府対策本部が設置され、同年２月には新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定等が行われ、同年３月には新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、政府を挙げて取り組む体制が整えられました。

令和５年５月に感染症法上の５類感染症に位置付けられたことにより、３年余りにわたって行われた新型コロナ対応について、国は同年９月から新型インフルエンザ等対策推進会議で検証し、課題を踏まえて次の感染症危機ではより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、令和６年７月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定され、令和７年３月に神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されました。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条により都道府県行動計画に基づき作成されることとなっており、整合性を図るため改定するものです。

⑵　計画の特徴

国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画は、対象とする疾患を病原性の高い新型インフルエンザ等から幅広い呼吸器感染症へ改定し、感染症の時期区分を

５期（未発生期、海外発生期、国内早期、国内感染期、小康期）から３期（準備期、初動期（A）、対応期（B、C－１、C－２、D））に改定し、対策項目を６項目から１３項目に改定しました。新型インフルエンザ等対策特別措置法により国及び県の行動計画に基づき市行動計画についても改定する必要がありますが、保健所を設置していない一般市については市行動計画作成の手引きにより、次のとおり７項目の策定が示されていることから、本市では７項目を軸に改定します。

1. 実施体制…準備期・初動期・対応期
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション…準備期・初動期・対応期
3. まん延防止…準備期・初動期・対応期
4. ワクチン…準備期・初動期・対応期
5. 保健…対応期
6. 物資…準備期
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保…準備期・初動期・対応期

３　綾瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案の閲覧又は配布場所

(1) 医療健康課（保健福祉プラザ１階）
(2) 市役所行政資料コーナー（市役所１階）
(3) 市役所情報公開コーナー（市役所２階）
(4) 市ホームページ
(5) 中央公民館、各地区センター（中村・綾南）、北の台コミュニティプラザ
(6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
(7) 高齢者福祉会館、綾北福祉会館

４　意見募集期間

令和８年３月２日（月曜日）から令和８年３月３１日（火曜日）まで

５　意見を提出できる方

(1) 市内に住所を有する方

(2) 市内に事務所又は事業所を有する方

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方

(4) 市内に存する学校に在学する方

(5) 本市に対して納税義務を有する方

６　意見の提出方法

次のいずれかの方法により、医療健康課まで御提出ください。

(1) 直接提出　医療健康課窓口（保健福祉プラザ１階）

(2) 郵送　〒２５２－１１９２（住所不要）綾瀬市役所医療健康課　宛

（令和８年３月３１日消印まで有効）

(3) ファックス　０４６７－７７－１１３４　綾瀬市役所医療健康課　宛

(4) 電子メール　wm.558161@city.ayase.kanagawa.jp

７　意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の名称」、「意見」を御記入の上、提出してください。

８　意見の取扱い及び公表について

(1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と意見に対する市の考え方について、医療健康課、情報公開コーナー、行政資料コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。

(2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。

(3) 意見を提出された方の氏名、住所等は公表しません。

(4) 個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(5) 提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。